



佐賀県公報

平成20年
5月30日
(金曜日)
第13054号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則 (五三・交通指導課) 一

告示

○救急病院の認定 (二四六・医務課) 二

○廃川敷地等の発生 (二四七・河川砂防課) 二

○道路の区域の変更 (二四八・道路課) 二

○道路の供用開始 (二四九・〃) 二

公告

○土地改良区役員の就任届 (農地整備課) 三

○土地改良区の定款変更認可 (〃) 三

○ (〃) 三

選挙管理委員会事項

○政治資金規正法第十七条第二項の規定による政治団体の公表 (告示・一九) 三

正誤

○平成二十年五月二十日付け佐賀県公報第一三〇五一号中訂正 (河川砂防課) 五

○ (総務法制課) 五

公布された規則のあらまし

○違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則(規則第五十三号)

1 道路交通法第五一条第一六項(同条第二二項において準用する場合を含む。)の規定により運転者等又は使用者等が負担する車両の移動その他の措置

に係る負担金の額について定めることとした。

2 この規則は、平成二十年六月一日から施行することとした。

規則

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則をここに公布する。

平成二十年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五十三号

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条第十六項(同条第二二項において準用する場合を含む。)の規定により運転者等又は使用者等が負担する車両の移動その他の措置に係る負担金の額は、次の表のとおりとする。

措置	違法駐車車両の種類		負担金の額
	原動機付自転車	普通自動車	
車両の移動	普通自動車(総排気量が〇・二五〇リットル以下のもの)	普通自動車(総排気量が〇・二五〇リットルを超えるもの)及び大型自動車	四千元
	普通自動車	普通自動車	五千元
	その他の車両	その他の車両	一万二千元
車両及び積載物の保管	原動機付自転車、自動車及び積載物	車両の移動を行う業者の定める移動料金の相当する額	車両及び積載物の保管を行う業者の定める保管料金の相当する額
	車両の開錠	原動機付自転車及び自動車	車両の開錠を行う業者の定める開錠料金の相当する額

附則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第二百四十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。
平成二十年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	認 定期 限	備 考
医療法人中央クリニック	佐賀市八幡小路五番十五号	平成二〇年五月二十二日から平成二三年五月二日まで	

●佐賀県告示第二百四十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び武雄土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 河川の名称
松浦川水系鳥海川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成二十年五月三十日
- 三 廃川敷地等の位置
武雄市山内町大字犬走字陣二四九六番二地先
- 四 廃川敷地等の種類及び面積

- (1) 種類 土地
- (2) 面積 七九・五三平方メートル

●佐賀県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成二十年五月三十日から平成二十年六月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	変更前の別	幅員
伊万里市大川町東田代字高見一 九四番一地先から 伊万里市大川町大川野字原口七 八九番一地先まで 伊万里市大川町東田代字筒江二 〇一番二地先から 伊万里市大川町大川野字原口七 七二番一地先まで	後	二四・七 六・五
	前	七三・〇 一・二
伊万里市大川町東田代字高見一 九四番一地先から 伊万里市大川町大川野字原口七 八九番一地先まで 伊万里市大川町東田代字筒江二 〇一番二地先から 伊万里市大川町大川野字原口七 七二番一地先まで	後	一、七四五・四
	前	一、九八七・二

●佐賀県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年五月三十日から平成二十年六月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供

す。

平成二十年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 八幡岳公園 線	伊万里市大川町東田代字高見一九四番一地从から 伊万里市大川町大川野字原口七八九番一地从先まで 伊万里市大川町東田代字筒江二〇一番一地从先から 伊万里市大川町大川野字原口七七一番一地从先まで	平成二〇・五・三〇

○ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北多良土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成20年5月30日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	岩島 好	藤津郡太良町大字多良4315番地1	平成20年3月31日退任
"	江口 楠男	" 2577番地	"
"	池田 信文	" 2190番地	"
"	山口 直毅	" 3736番地	"
"	森川 誠司	" 4197番地	"
監事	江口 伸次	" 2703番地1	"
"	山田 速男	" 3068番地	"
理事	岩島 好	" 4315番地1	平成20年4月1日就任
"	江口 楠男	" 2577番地	"
"	池田 信文	" 2190番地	"
"	中村 昭	" 2815番地	"
"	山崎 俊雄	" 4185番地	"
監事	吉田 俊章	" 1984番地	"
"	山口 哲郎	" 3779番地	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年5月21日大浦土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年5月30日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年5月21日中原町地区土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年5月30日

佐賀県知事 古川 康

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第十九号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十年五月二十三日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 資金管理団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
傍示暢昭後援会	傍示 暢昭	傍示 暢昭	佐賀市兵庫町大字若宮二四三六番地
城島訓浩後援会	城島 訓浩	城島千恵子	神埼郡吉野ヶ里町田手一五一六番地
古庄健介政経懇話会	古庄 健介	朝長 武利	武雄市武雄町大字昭和一七一一

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
池田大生後援会	福地 忠廣	立石 力	武雄市北方町大字大崎一七九七六
池田安幸後援会	多良 茂	池田 征美	神埼郡吉野ヶ里町大曲三六五六番地一
伊香賀俊介後援会	伊香賀俊介	江原美恵子	神埼市神埼町姉川二二二五番地
伊崎好信後援会	百武 正良	小野須美雄	杵島郡白石町大字牛屋九八九一 番地
伊東健吾後援会	伊東 健吾	牧瀬 隆	神埼郡吉野ヶ里町豆田一五〇〇二
上田雄一後援会	北野 訓男	上田 量己	武雄市武雄町大字昭和二二四
江口武吉後援会	江口 武吉	江口 道子	佐賀市富士町下無津呂二二六七
大川隆城後援会	大川 紀男	白井 正人	三養基郡上峰町大字坊所五八四
大隈正道後援会	鍋島 泰輔	大隈登美子	神埼郡吉野ヶ里町豆田二九六九
大平竜弘後援会	堤 憲治	樋口 悟	小城市三日月町久米一八八番地一
岡光廣後援会	岡 英規	岡 恵理子	三養基郡上峰町大字坊所九三二番地の一
川内学後援会	松永 徳一	金子 肇	伊万里市山代町久原二八七一四
環境社会福祉政経塾	伊崎 捷	末永 初雄	三養基郡上峰町坊所二五五二六〇
小池一哉後援会	鶴崎 薫	野口 政幸	武雄市北方町大字芦原一六四〇三
酒井靖夫後援会	酒井 進	久保山勝子史	鳥栖市原町九〇二
しとうしげこ後援会	徳島 武人	平野 正代	佐賀市大和町大字久池井一九二三三
しとざわ一則後援会	山崎 勝美	植田 里砂	唐津市鏡四一六〇番地二
市民本位の鳥栖市政に流れを変える会	三栖 一紘	篠原 慶哲	鳥栖市今泉町二二二五番地の二三
城島敏行後援会	城島 敏行	城島佐知子	神埼郡吉野ヶ里町吉田七九七四七

新生武雄市をつくる会	光武 俊博	田島 孝博	武雄市朝日町大字中野一〇六一〇
田原和幸後援会	田原 政司	田原比名代	神埼市神埼町本堀二一九一番地
田原ひでゆき後援会	綿島 正登	岡 春男	神埼市神埼町竹九八二
忠友会	松尾 好幸	江下 敏男	佐賀市蓮池町大字古賀一〇九
富永まさき後援会	馬場 宏晃	馬場 得大	小城市小城町栗原一三三一
中島紀仁後援会	八島 晴樹	中島 紀仁	東松浦郡玄海町大字飯屋七六番地三
中西ひろし後援会	中西 裕司	谷川 清太	鹿島市古枝甲一〇六番地
はら史郎後援会	黒川 俊幸	原 恵美子	武雄市北方町大字志久二二三九一四
ふかがわ高志後援会	鹿 保男	秋丸 文彦	小城市牛津町勝一三八二
古庄健介後援会	中尾 直弘	朝長 武利	武雄市武雄町大字昭和一七二
真木和博後援会	山田 清俊	服巻 勝彦	神埼郡吉野ヶ里町立野五七六番地三
まちづくり市民の会	本庄 幸生	本庄 邦子	神埼市千代田町下西二二二
松尾鶴丸後援会	松尾 善博	西井 一	唐津市北波多田中六〇九番地一
松尾よしゆき後援会	中島 隆浩	松尾 真澄	小城市牛津町柿樋瀬七七五二二
みんなで明るい基山町政をつくる会	野方 昌明	古賀 茂夫	三養基郡基山町長野一一二一一五七
牟田秀文後援会	牟田 秀文	牟田 基治	三養基郡みやき町大字白壁二二九九
持永安之後援会	横尾啓四郎	益田 一馬	佐賀市巨勢町大字修理田一一一四番地の一
本村つるお後援会	森崎 健	本村 順子	三養基郡みやき町大字市武八八六二
山内よしあき後援会	有森亜矢加	山内しげ子	三養基郡みやき町大字寄人二〇一三
米倉つよし後援会	米倉 堅	古賀 守	神埼郡吉野ヶ里町石動二三〇四

○ 正 誤

平成二十年五月二十日付け佐賀県公報第一三〇五一号中訂正

9	頁
上段 左から九行目	箇所 誤
二〇・七〇	
下段 左から九行目	箇所 正
一一〇・七〇	

平成二十年五月二十日付け佐賀県公報第一三〇五一号中訂正

10	9	1	頁
上段 左から八行目	下段 左から一五行目	上段 左から七行目	箇所 誤
上段 右から一行目	上段 左から八行目	上段 右から一行目	
第三百三十九号	第三百三十七号	第三百三十四号	
第三百三十八号	第三百三十六号	第三百三十五号	
第三百三十七号	第三百三十五号	第三百三十四号	正
第三百三十九号	第三百三十八号	第三百三十七号	
第三百三十八号	第三百三十六号	第三百三十五号	
第三百三十七号	第三百三十五号	第三百三十四号	

購読料
申込先
一か年三二、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年五月三十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社